

令和5年流山市教育委員会議第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年3月23日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時25分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 宮本 信一
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 南 暁男
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石戸 敏久
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 新倉 英之
博物館長 秋谷 大和

- | | | | |
|---|-------|---------------|--------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 | 遠山 美保 |
| | | 教育総務課庶務係長 | 山田 大輔 |
| | | 教育総務課会計年度任用職員 | 寺坂 真佐美 |

8 議案等

- 議案第10号 令和5年度流山市の教育施策について
- 議案第11号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第12号 市に提出する文書等の性別表示の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第13号 流山市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第14号 流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第15号 流山市特別支援スーパーバイザーの設置に関する規則の制定について
- 議案第16号 流山市生徒指導アドバイザーの設置に関する規則の制定について
- 議案第17号 流山市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第18号 流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第19号 流山小中学生専用なやみホットライン相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第20号 流山市教育支援調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第21号 流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第22号 流山市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第23号 流山市教育委員会の所管に係る流山市個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令の制定について
- 議案第24号 流山市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 協議 エ 教育財産の目的外使用について（流山市立流山北小学校・流山市立南流山小学校）
- 協議 オ 教育財産の目的外使用について（流山市立おおぐろの森中学校）

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

- 田中教育長 ただいまから、令和5年流山市教育委員会議第3回定例会を開会します。
まず、令和5年流山市教育委員会議第2回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。
- (特になし との声あり)
- 田中教育長 特になしということですので、承認ということにします。
それでは、教育長報告をお願いします。
- 教育総務部長 2月16日から昨日3月22日まで、令和5年第1回流山市議会定例会が開催されました。その中で教育委員会に関することとしては、補正予算、条例改正、令和5年度の当初予算があり、全て無事に可決されました。以上です。
- 田中教育長 ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等ありましたらお願いします。
- (特になし との声あり)
- 田中教育長 特にないようですので、以上で教育長報告については終了いたします。
これより議事に入りますが、各課等報告のうち、「いじめ重大事態の経過報告について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。
- (異議なし との声あり)
- 田中教育長 御異議なしと認めます。よって、この案件につきましては非公開とします。
それでは議事に入ります。
議案第10号「令和5年度流山市の教育施策について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

令和5年度の本施策は、令和2年度から令和6年度における流山市教育振興基本計画を基に、令和5年度の流山市の教育施策を定めるものです。別冊でお配りしている「令和5年度 流山市の教育施策」の1ページを御覧ください。学校教育においては、「生きる力」を育むという理念を踏まえ、児童生徒一人一人が生き生きと学べる豊かな教育活動を行うとともに、心豊かで実力のある子どもたちの育成を目指します。また、未来に活躍できる子どもを育てるために、「学びに向かう力と自立（自律）する子どもを育む」を目標に、流山市の教育を推進します。

2ページをお開きください。令和5年度流山市学校教育指導指針について御説明します。学習指導要領を踏まえ、令和5年度もこれまで流山市が取り組んできた3つの柱、「学びに向かう力」、「共感する力」、「自立（自律）する子ども」の3つの育成を目指して取り組んでいきます。重点的な取組としては、確かな学力の育成のために、授業の目的に合わせて対面とオンラインでの最適な組み合わせで行う、ブレンド型の学習を取り入れた教育を推進し、学びの質の向上を図るとともに、ICT機器の活用、論理的な思考を養う学習の構築や、読書活動を積極的に推進します。次に、豊かな心の育成のために、人間の多様性を尊重し合う、共生社会の実現を目指す教育を目指します。そのためにも、障害の有無に関わらず共に学ぶ機会を提供する、インクルーシブ教育を推進します。また、命の教育、人権教育、福祉教育については、教科横断的な取組を推進します。さらに、各種調査等やアンケートで児童生徒の理解、心の状況の掌握に努め、いじめ、不登校その他個別対応のための支援体制を充実させます。次に、健やかな体の育成のために、友達と共に仲良く楽しみながら運動に取り組む「遊友スポーツランキングちば」の積極的な活用などを通して、基礎体力の向上・心身の健全な育成を図ります。また、安全教育として、救急法の習得や地域と連携した防災訓練など、緊急事態への対応の演習を通して自助・公助・共助による具体的な取組を推進します。次に、つながりのある教育のために、各校独自の特色ある教育活動の活性化を図るとともに、キャリア教育を含めて体験的な教育活動を推進します。また、きめ細かな指導体制と研修の充実を図ることで、子どもの学びや教職員を支える教育環境を構築します。そして地域学校協働本部、コミュニティスクールの活用を図ることで、家庭地域連携の環境整備を整えるとともに、幼児期からのつながりのある教育の推進を目指し、地域とともにある学校づくりに努めます。

令和5年度 主な教育施策としては、1.インクルーシブ教育の推進 2.子どもの自治能力の育成 3.教職員の資質向上に向けた研修 4.中学校における部活動の地域移行 5.小学校における水泳の民間委託 の5点に取り組んでいきます。令和5年度の指導の重点については、3ページから4ページを御覧ください。

教育総務部長

5、6ページを御覧ください。令和5年度の教育総務部の教育施策は、流山市教育振興基本計画の重点目標である「学校施設・設備等の整備と充実」に基づき、教育施設・設備の整備事業を実施してまいります。主なものとして、老朽化した学校施設の再生としては6ページ 5 小学校校舎等リニューアル事業（1）江戸川台小学校リニューアル設計業務を委託します。こちらは、老朽化した学校施設の長寿命化改修工事を実施するための、現状把握及び工事内容の設計を行うものです。また、将来を見据えた学校施設の整備としては 6 新設小学校（おたかの森地区）建設事業、7 新設小学校（南流山地区）改修事業、9 南流山中学校移転事業 を実施します。令和6年4月の同時開校に向けて、期限を厳守して取り組んでいきます。次に、誰もが使いやすい学校施設の整備としては、8 中学校校舎等改修事業（4）東深井中学校エレベーター増築工事、また学校施設の防災機能強化としては、（3）屋内運動場空調設備設置工事 等を行います。

生涯学習部長

生涯学習の施策について御説明します。7ページを御覧ください。生涯学習では、教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」の実現を目指し、4つの施策とそれに基づく事業を推進します。1つ目の推進施策は、「人生を豊かにできる生涯学習の推進」です。この施策では（1）多様な生涯学習機会の充実 を行い、8ページの（2）生涯学習の環境整備 では、ハード整備として、文化会館ホール天井改修工事及び外壁改修工事を行い、ソフト整備として、公民館等貸出し用Wi-Fi機器整備を行います。2つ目の推進施策は「青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実」です。この施策では（1）健全育成体制の充実 として、親子が触れ合える事業を青少年関係団体と連携して実施します。その他（2）健全育成事業の充実、（3）社会環境浄化活動の充実、（4）相談事業の充実 を推進します。9ページを御覧ください。3つ目の推進施策は「文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承」です。この施策では（1）市民主体の文化芸術活動の促進を図り、（2）優れた文化芸術に親しめる機会の充実 では、サロンコンサート

などを実施します。また（３）歴史的文化的遺産の保存・活用 では、国登録有形文化財「秋元家住宅土蔵」の保存・修復工事を実施します。１０ページを御覧ください。４つ目の推進施策は「スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進」です。この施策では（１）スポーツ活動の促進 として、流山ロードレース大会や各種講習会を実施します。また（２）スポーツ環境の整備 では、総合運動公園庭球場の増設整備工事を実施します。なお、観覧席の整備を進めていた総合運動公園野球場は工事が完了し、４月から京和ガスベースボールパークの愛称とともに利用が再開されます。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

令和５年度流山市の教育施策の中で、「ブレンド型教育」というものがありますが、それを、見た方が内容を理解できるように御説明していただけますか。

指導課長

ブレンド型教育については、授業の目的に合わせて対面とオンライン、これがブレンドされたという意味になりますが、最適な組み合わせの実現を図るということを指しています。より良い教育の実現に向けて、学習スタイルをブレンドするということで効果があると考えています。今、多様な学び方がある中で、教師による対面の指導もありますし、オンラインで自宅学習であるとか、流山市で入れているドリルソフトもありますので、そうしたものでゲーム的な要素を加えて学ぶであるとか、いろいろな学習スタイルをブレンドしていくということで、このように書かせていただきました。

羽中田委員

分かりました、そうすると欠席児童がオンラインで授業を受けたり、ドリルも対面ではありませんが、家庭で自主的な学習として行うということですね。昨年度の教育施策と比べて見せていただきましたが、（２）学習指導のウのところ、「プログラミング教育」が「ブレンド型教育」に変わっていたので、ブレンド型教育の内容を教えてくださいと思いました。それから、（１）学校経営のアの「個別最適な学びの実現に向けた資質・能力の育成」というところで、学校経営なので教職員の資質・能力の育成と捉えましたが、主語がないと分かりにくいかと思いました。（２）学習指導のイ「各学校段階に応じたコミュニケーション能力の育成」ということで、以前は小学校５、６年生だけだったのが、小学校３年生から、流山はもっと前から３年生から指

導しているということですが、小学校の中で3年生と6年生ではずいぶんコミュニケーション能力が違うので、各学年段階のコミュニケーション能力を育てていくことを先生方にお願いしたいという思いを持ちました。読書活動については、単なる本を読むという活動だけではなく、調べる学習にも力を入れることが、流山市の教育の充実につながりますし、学校図書館の利活用が充実することになると思いました。特別支援教育にも、合理的配慮ですとか、通常学級との交流等、学校全体の取組について各学校で考えていただきたいと思えます。各学校に知的の特別支援学級がありますし、情緒学級もあるというのは、流山市の特色だと思います。そうそう各学校全てに特別支援学級が配置されているという地区はないわけで、そこを活かして十分に通常学級との交流を深めるということ、各学校で実行していただきたいと思えました。遊友スポーツランキングちばについては、私の勉強不足ですみません、今までにも取組をしているということで、改めて勉強させていただきました。(10)安全教育イの「日常生活に潜む危険」の中で、一番問題視されていることが、ネット社会での安全を自らがきちんと解決していくということだと思いますので、その点についても学校で、市教委訪問等で先生方に直接お話をされる機会に、強調して各学校で取り組んでいただけるようお願いしたいと思いました。

田中教育長

お配りした令和5年度流山市の教育施策は、流山市教育振興基本計画（令和2年～令和6年度）の重点施策の中の一部であり、ある意味教育の中の大枠が載せてあります。細かいことについては、令和5年度になりますが、「流山市の教育」という冊子の中に、学校教育だけではなく、施設、生涯学習全てにおいて具体的な取組も載せてありますので、これから学校現場においては、先生方がまず理解してもらえるように、いろいろな形で周知徹底をしていきたいと思えますのでよろしく申し上げます。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(流山市個人情報保護条例の廃止に伴う所要の改正を行うほか事務分掌の整理等を行う旨の説明)

第4条第23号及び第8条第1項第13号の改正については、行政不服審査法の制度との整合を図る所要の改正を行うものです。第8条第1項第11号及び第12号の改正については、令和5年4月1日付けで流山市個人情報保護条例が廃止となることに伴い、所要の改正を行うものです。別表第1の改正については、生涯学習部生涯学習課生涯学習係の分掌事務欄に、流山市青少年指導センターの事務が記載されていることから、当該部分を削除し、分掌事務を整理するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号「市に提出する文書等の性別表示の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長 (性的マイノリティの方々への配慮として、流山市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類について、性別表記を削除することに伴い、関係規則の整備を行う旨の説明)

性的マイノリティの方の中には、性別欄が男女の2択であった場合に、性自認と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と外見上の性が異なるために、手続の際に精神的な苦痛を感じる方がいることから、流山市全体で各申請書等の性別表示の見直しを行っています。それに伴い、性的マイノリティの方々への配慮として、流山市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類について性別表記を削除することに伴い、関係規則の整備を行うものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号「流山市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第22号「流山市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第24号「流山市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」は、関連があることから一括して審議します。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長 (流山市規則、訓令、要綱で定める申請書等の押印の特例に関する規則、訓令、要綱の改正に伴い所要の改正を行う旨の説明)

議案第13号「流山市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由を御説明します。なお、議案第22号、議案第24号についても同様の主旨での改正となるため、一括で御説明します。

流山市では、申請書等への押印の義務付けについて見直しを行っており、令和5年4月1日より、市が定める例規における申請書等の押印又は署名の省略について、市の判断基準に従い省略できるように「流山市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」、「流山市訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程」及び「流山市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱」を一部改正することとなりました。それに伴い、流山市教育委員会において同様の内容を規定する各例規について、改正を行うものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、まず議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号「流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (国の要保護児童生徒援助費の学用品費等の単価が引き上げられたことに伴い、就学援助の費目の年間支給額の引き上げ及びその他所要の改正を行う旨の説明)

今回の改正案は、就学援助費の年間支給額の変更を行うものです。本市の就学援助費の年間支給額は、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価を参考としておりますが、令和5年度から中学校の新入学学用品費と入学金の単価引き上げが予定されている旨の通知が令和4年12月23日、国から発出されたため、流山市においても令和5年度から当該費目単価を引き上げるため、当該規則の一部を改正するものです。具体的には中学校の新入学学用品費及び入学準備金60,000円を63,000円に変更するものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号「流山市特別支援スーパーバイザーの設置に関する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (令和5年度より会計年度任用職員として「特別支援スーパーバイザー」を新たに雇用するにあたり、流山市特別支援スーパーバイザーの設置に関する規則を制定する旨の説明)

令和5年度より会計年度任用職員として「特別支援スーパーバイザー」を新たに雇用するにあたり、同職の設置に関する規則を制定するものです。詳細については、指導課長より御説明します。

指導課長 本規則は、教職員に対し、発達障害を含む生涯のある児童生徒への教育的支援のあり方について、指導助言を行う特別支援スーパーバイザー設置を定めるものとなります。制定の理由としては、特別な支援を要する児童生徒の増加に伴い、特別支援教育に携わる教員が増加していること、教員全体の若年化の現状があることから、教員の資質向上を図る必要があります。特別支援教育の充実を図るため、流山市特別支援スーパーバイザーの職を新たに設置することといたしました。特別支援スーパーバイザーの設置により、教職員の特別支援教育への理解促進が図られるだけでなく、困り感のある児童生徒の早期発見及びそれに係る担任との連携した早期対応を行うことができると考えています。個別の支援が必要であると認められる児童生徒が、安心して学校生活を送ることができる環境の確保に努めていきます。定員は1名です。採用条件については、特別支援学校教諭の免許を所有しており、学校における特別支援教育及び学習指導その他特別支援教育に関する専門的事項への経験が豊富で、教職員への指導的立場にふさわしい方を想定しています。任用については任期1年、勤務日数週5日、勤務時間1日につき7時間30分以内、報酬月額356,800円と考えています。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号「流山市生徒指導アドバイザーの設置に関する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(令和5年度より会計年度任用職員として「生徒指導アドバイザー」を新たに雇用するにあたり、流山市生徒指導アドバイザーの設置に関する規則を制定する旨の説明)

当該規則は、学校現場において発生する児童生徒の問題行動等について、教職員とは別の視点から、問題解決に向けた対応を可能とするための人員として、新たに設置する「流山市生徒指導アドバイザー」に関しての規則を定めるものです。詳細については、いじめ防止相談対策室長より御説明します。

いじめ防止相談対策室長

流山市内の小中学校における、生徒指導上の問題行動の発生件数は、近年増加している傾向にあります。そのような状況の中、規則第1条の(目的)にも規定するように、生徒指導上の問題行動に対応する教職員に対し、現場の教職員とは別の視点から、第三者的立場からの生徒指導に対する助言や、その指導内容を評価することができる人員を配置することで、「いじめ重大事態」や「児童生徒の問題行動事案」の発生時に、学校及び児童生徒、またその保護者への支援を行うことで、学校現場における課題解決能力の向上を目指すものです。

具体的な業務内容については、規則第3条に記載のとおりです。第2号については、平時からの教職員の資質向上を目指し、生徒指導上の問題行動、いじめ及び虐待等への対応について、教職員向けの研修を行うものです。第3号については、定期的に市内小中学校の日常の学校教育活動を巡視する中で、それぞれの学校現場における、生徒指導上の諸問題の早期発見と不適切指導の防止を図るため、巡回指導を行うものです。

なお、本職においては、既存の職種であるスクールソーシャルワーカーと同様に、虐待、不登校、問題行動等に対応することとなりますが、スクールソーシャルワーカーが「児童生徒の生活環境」の改善を目指すことに対し、生徒指導アドバイザーは「学校現場」の改善を主な目的とし、問題解決及び発生抑止を目指すものとなります。そのため、当該職種の報酬については、スクールソーシャルワーカーと同様の時給単価とし、別表に定めています。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

現在、いじめ重大案件が非常に増えつつあり、学校現場も大変な状況であるかと思いますが、そうした状況の中で、生徒指導アドバイザーは定員が1名であり、勤務日数も週2～3日ということで、その方が1日7時間を超えない範囲で学校現場に入ったり巡回したりするということでした。いろいろとお考えの上でこのようになったと思うのですが、状況を聞いている中で、もし可能であればもう少し人を増やすことができればよいと感じました。それと、以前いじめ防止相談対策室には管理主事が入っていたかと思いますが、理解としては、管理主事が行っていたことを生徒指導アドバイザーが行うという意味ではないと思うのですが、その辺りを御説明いただけますか。

いじめ防止相談対策室長

まず勤務日数についてですが、今年度初めての取組でこの立場を作りますので、まずこれで業務を行ってみて、御指摘のとおり全ての学校を巡回し、いろいろな事案を吸い上げて対応する上で、この勤務日数で十分かということは我々も考えているところです。今後その点は十分に検討していきたいと思っています。2点目の件については、当初いじめ防止相談対策室に管理主事が入っていた時には、体罰・不適切指導に関してもいじめ防止相談対策室の職務の中にありましたが、その後、児童生徒指導の部分に関しての業務に特化し、体罰・不適切指導の業務分担は学校教育課に戻しましたので、現在は指導主事みの体制になっています。今回の生徒指導アドバイザーに関しては、基本的には子どもに対しての指導をより効果的に行うために、こうした生徒にはこのような指導をしたら、ですとか、こうした生徒にはこういうアプローチをすればよい、といった、教員の生徒指導のスキルを高めるという意味合いと、様々な問題を抱える子どもに、教員ではない立場でアドバイスをしたり、また様々な困難を抱えている家庭の保護者に対しても、教員ではない視点で支援をしたいと考えていますので、管理主事の役割とは別の役割となります。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長	<p>質問がないようですので、議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第17号「流山市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
学校教育部長	<p>(流山市いじめ防止対策推進条例の改正に伴い、流山市いじめ問題対策連絡協議会及び流山市いじめ対策調査会に関し必要な事項を定める旨の説明)</p> <p>今般の規則の一部改正は、令和5年4月1日から施行する教育委員会規則に定める同連絡協議会等の「部会」に関する事項の一部改正になります。</p> <p>改正の詳細については、いじめ防止相談対策室長より御説明します。</p>
いじめ防止相談対策室長	<p>今般、「流山市いじめ防止対策推進条例」の一部改正に伴い、条例に定めていた「会長及び副会長の選任・職務」や「会の開催・議決方法」などの「いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する事項」について、今後も迅速かつ柔軟な改正等が必要になる可能性が高いことから、条例から当該事項を削除し、新たに教育委員会規則で定めることとし、令和5年2月9日の令和5年第2回の教育委員会議にて、規則の制定について議決をいただいた次第です。そのような状況の中、令和5年3月2日に開催された流山市議会の教育福祉委員会において、市条例の一部改正と併せて当該規則の制定について説明したところ、「部会の適切な運用を担保するためにも、部会長については臨時委員以外の委員から選出した方が良いのではないか」とのご意見がありました。市教育委員会としては、当該ご意見を受け、規則の一部改正が妥当であると判断しましたので、規則第7条(部会)の第5項として、「部会長は、臨時委員以外の委員から選出することを原則とする」の一文を追加したものです。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p>

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号「流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市スクールソーシャルワーカーの勤務日数に係る規定を変更する旨の説明)

今般の規則の一部改正は、スクールソーシャルワーカーの設置に関する教育委員会規則に定める「勤務日数」に関する事項の一部改正になります。改正の詳細については、いじめ防止相談対策室長より御説明します。

いじめ防止相談対策室長

流山市スクールソーシャルワーカーについては、令和2年度より、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことを目的として、教育委員会に設置しております。近年のいじめ、不登校、児童虐待等の相談件数の増加を鑑み、規則第8条(勤務日数)の規定について「週3日以内」から「週5日以内」へと改めるという改正になります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

山本委員

先ほど生徒指導アドバイザーの設置が議決され、よりスクールソーシャルワーカーの仕事内容が明確化・具体化されたということでしたが、私の考えでは、スクールソーシャルワーカーの仕事内容がより具体化されたところで、一方、生徒指導アドバイザーに仕事が分けられたということになると思った

のですが、勤務日数が増えたのはどのような理由によるものなのでしょうか。

いじめ防止相
談対策室長

基本的にやはり相談件数が増えていますので、それに対応する人員を増やしたいということが大きいです。その対応する案件の中で、スクールソーシャルワーカーの立場では対応できないような、生徒指導上の、環境ではなく、その個人や家庭や直接教員等に関わっていくような必要がある事案が出てきました。その関係で、今までのスクールソーシャルワーカーではない新たな職を作りました。その上で、今、スクールソーシャルワーカーとして関わらなければいけない事案についてもまだまだ件数は多く、今の勤務日数では全て対応しきれていない、眠った事案もたくさんあることを把握しています。その部分も充実する必要があるという判断で、このような改正に至った次第です。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第18号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号「流山小中学生専用なやみホットライン相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山小中学生専用なやみホットライン相談員の報酬を変更する旨の説明)

今般の規則の一部改正は、なやみホットライン相談員の設置に関する教育委員会規則に定める「報酬」に関する事項の一部改正になります。改正の詳細については、いじめ防止相談対策室長より御説明します。

いじめ防止相談対策室長	<p>流山小中学生専用なやみホットラインについては、平成18年度より電話相談を開始し、現在に至るものです。当該相談窓口は、小中学生の様々な悩みに対する早期発見・早期対応を目的とし、子ども自身による電話の相談を受け付けるものです。市教育委員会としては、令和5年4月より、なやみホットライン相談員の報酬単価を設定する際に参照した、市長部局の規則「流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」に定める会計年度任用職員の報酬が改定されることに伴い、「なやみホットライン相談員の設置に関する規則」の別表に定める相談員の報酬単価について「7,751円」から「8,619円」へ改めるものです。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p>
山本委員	<p>教育委員会には他にもいろいろな職種があると思いますが、なやみホットライン相談員と、この後に審議される流山市教育支援調査員の報酬だけが上がるのでしょうか。</p>
いじめ防止相談対策室長	<p>この2つの職種に関しては、市の会計年度任用職員の規則に準じて報酬単価を設定した職種ですので、その改定に合わせてこのように変更されるということです。これに準じて設定していない職種もあるので、そちらは変わらないということです。</p>
田中教育長	<p>ほかに御質問はありますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第20号「流山市教育支援調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。</p>

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市教育支援調査員の報酬を変更する旨の説明)

今般の規則の一部改正は、教育支援調査員の設置に関する教育委員会規則に定める「報酬」に関する事項の一部改正になります。改正の詳細については、指導課長より御説明します。

指導課長

流山市教育支援調査員については、平成13年度より障害のある児童生徒等に対する適切な就学の支援及び就学後における継続的な教育的支援を行うことを目的とし、就学相談において専門的な発達検査を行い、児童生徒の実態に適した就学先の支援及び相談を行っています。市教育委員会としては、令和5年4月より、教育支援調査員の報酬単価を設定する際に参照した、市長部局の規則「流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」に定める会計年度任用職員の報酬が改定されることに伴い、「流山市教育支援調査員の設置に関する規則」の別表に定める報酬額を改めるものです。詳細については、現行の別表に規定されている「(表左)第6条第1号及び第2号の者、(表右)時間単価1,255円」については、以前の規則改正の際に修正されるべき「第6条第1号及び第2号の者」という文言が削除されていなかったことから、これを削除し、「(表左)時間単価、(表右)1,337円」へ改めるものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第20号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号「流流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の

制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(流山市教育委員組織規則の一部改正に伴う変更を行う旨の説明)

議案第11号でご了承いただきました流山市教育委員会組織規則第8条第1項第11号及び第12号の改正に伴い、文言の整理を行うものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第21号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号「流山市教育委員会の所管に係る流山市個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(流山市教育委員会の所管に係る流山市個人情報保護条例施行規程を廃止する旨の説明)

令和5年4月1日付けで、流山市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、その施行について定めた本規程を廃止するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第23号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、協議エ「教育財産の目的外使用について（流山市立流山北小学校・流山市立南流山小学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長 (流山市教育委員会教育長 田中 弘美 から流山市立流山北小学校及び流山市立南流山小学校の校舎の一部を放課後児童健全育成事業実施のため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

本件は、流山市立流山北小学校及び流山市立南流山小学校の校舎の一部を、放課後児童健全育成事業実施のため使用したい旨の要望を受けたため、目的外使用とするものです。使用料については、流山市行政財産使用料条例第4条の規定により免除とします。期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしております。流山北小学校については、令和6年4月1日以後は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとします。66ページが流山北小学校の配置図となっておりますが、今回一部使用するのは、もともとの学童クラブの廊下を挟んだ向かいのコンピュータ室となります。南流山小学校については、67ページの1階部分のミニアリーナと体育館倉庫が該当部分となります。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員 これは端的に言えば学童クラブを広くするということですね。

学校施設課長 はい、そうです。

羽中田委員 コンピュータ室はもう使わないということなのですね。

学校施設課長	現時点ではタブレットが配布されているので、今はあまりコンピュータ室として利活用されていないという実態を踏まえて、こちらを学童として使っていただくということで考えています。
羽中田委員	地域の方が使用しているということもないのですね。
学校施設課長	今のところは、若干倉庫的な扱いになっています。
田中教育長	ほかに御質問はありますか。
	(特になし との声あり)
田中教育長	質問がないようですので、協議工は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)
田中教育長	御異議なしと認めます。よって協議工は、原案のとおり了承することに決しました。
	次に、協議オ「教育財産の目的外使用について（流山市立おおぐろの森中学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。
学校施設課長	(東武バスセントラル株式会社取締役運輸統括部長 小林 弘昌 から流山市立おおぐろの森中学校の敷地の一部にバス停留所標識1基を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)
	本件は、東武バスセントラル株式会社取締役運輸統括部長 小林 弘昌 から、流山市立おおぐろの森中学校の敷地の一部にバス停留所標識1基を設置するため、使用したいという申出があったためです。69ページが配置図です。おおぐろの森中学校の前にバスの停留所標識を設置するもので、通常は道路なので道路管理課になるのですが、おおぐろの森中学校については歩道までが学校敷地ということで、学校に目的外使用申請書が届いているということです。なお、東武バスセントラル株式会社からの申出ですので、通常であれば民間業者の場合は使用料が発生するのですが、本件はグリーンバスということで、市

の事業の一部であることから、流山市行政財産使用料条例第4条の規定により免除とします。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者 この停留所は、今までここを通過していたところに新しく作るのですか、それとも新しい路線なのですか。

学校施設課長 新しい路線です。

教育総務部長 路線が変更され、中学校の前を通るようになりました。

杉浦教育長職務代理者 グリーンバスなのでバスとしては小さめかと思いますが、地図で見ると左の方の道が狭くなっているところは対向車等大丈夫なのでしょうか。

学校施設課長 ここは今、地権者の方と市の別部署が交渉し、一部道路として拡張するというので、バスを通すことになりました。

教育総務部長 バスを通るまでには道は拡がらないのですが、バスを実験的に走らせたりして、支障がないということでバス路線を変更しています。現在、拡げる交渉はしておりますが、狭い区間は先が見えるほど短いので、そこだけ狭くても運行上支障がないということで路線変更になったと聞いています。

杉浦教育長職務代理者 子どもたちの自転車の出入口は別のところですか。

教育総務部長 自転車は、中学校の東側の道路から出入りしています。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議会は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議会は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校教育課からお願いします。

学校教育課長 (新設小学校2校の校名決定について、市野谷小学校及び南流山第二小学校の校章及びスクールカラー決定までの概要とスケジュールについて報告)

スポーツ振興
課長 (総合運動公園野球場観覧席等の供用開始について報告)

学校施設課長 (学校施設だよりの配布について)

図書館長 (南流山地域図書館・児童センターのネーミングライツパートナー決定について)

田中教育長 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。

次に、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相
談対策室長 (いじめ重大事態の経過報告について)

田中教育長 以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和5年流山市教育委員会議第3回定例会を終了します。

(閉会 午前11時25分)